

災害時におけるし尿等の収集運搬等に関する協定

田布施町(以下「町」という。)と有限会社田布施衛生社及び有限会社ひらお(以下「収集運搬業者」という。)とは、災害が発生した場合(以下「災害時」という。)における、し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬、汚水の吸引及び移送(以下「災害し尿等の収集運搬等」という。)に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、災害時において、災害し尿等の収集運搬等を迅速かつ円滑に行うために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において「し尿」とは、災害時において処理をする必要が生じた便槽内のし尿等であり、「汚水」とは、町が管理する下水道等集合処理施設に流入する排水であって、それらの収集運搬等について町が生活環境の保全上、緊急要請が必要であると判断したものをいう。

(災害し尿等の収集運搬等の緊急要請)

第3条 町は、災害時において必要があると判断したときは、収集運搬業者に対して災害し尿等の収集運搬等の緊急要請を行うことができるものとする。

(要請手続)

第4条 前条に規定する町の収集運搬業者に対する要請手続は、次に掲げる事項を文書で通知するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で要請し、事後、速やかに文書で通知するものとする。

- (1) 要請の内容
- (2) 実施場所
- (3) その他必要な事項

(災害し尿等の収集運搬等の実施)

第5条 収集運搬業者は、町から要請を受けたときは、必要な人員及び車両を調達し、町の指示に基づき、優先的に業務に当たるものとする。

- 2 収集運搬業者は、必要があるときは、町と協議の上、相互に協力するものとする。
- 3 収集運搬業者は、町から要請を受けた災害し尿等の収集運搬等を実施したときは、次に掲げる事項を文書で町に報告するものとする。
 - (1) 災害し尿等の収集運搬等を実施した時期、場所、種類、数量及び状況
 - (2) 災害し尿等の収集運搬等に従事した期間、要員、車両及び資機材等の数量
 - (3) その他必要な事項

(費用の負担)

第6条 前条の規定により収集運搬業者が実施した災害し尿等の収集運搬等にかかる費用については、町が負担するものとする。

- 2 前項に規定する費用は、収集運搬業者が提出する報告書等に基づき、災害発生直前における災害し

尿等の収集運搬等にかかる適正価格(特別料金は含まない。)を基準とし、町、収集運搬業者協議の上決定するものとする。

(費用の支払い)

第7条 前条の規定に基づき町が負担する費用は、収集運搬業者の請求により、町が支払うものとする。

2 町は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を収集運搬業者に支払うものとする。

(情報交換)

第8条 町は、第4条に規定する要請手続を行うときは、収集運搬業者に対して速やかに町内の被災、復旧状況等必要な情報を提供するものとする。

2 収集運搬業者は、第4条に規定する要請手続を受けたときは、前項の基準に基づき、災害し尿等の収集運搬等の実施体制について、町に報告するものとする。

3 収集運搬業者は、町から要請があった場合は、町の災害対策本部員会議に参画するものとする。

4 収集運搬業者は、代表者の変更、連絡体制等に変更があった場合は、町へ報告するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、町と収集運搬業者が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、締結の日の属する年度の3月31日をもって終了するものとする。ただし、終了日30日前までに、町、収集運搬業者が協定を延長しない旨の意思表示を行わない場合には、この協定は、終了日の翌日から1年間更新されたものとみなす。

この協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、町、収集運搬業者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和6年4月1日

山口県熊毛郡町大字下田布施3440番地1

田布施町 田布施町長 東 浩二



収集運搬業者

〒742-1502 山口県熊毛郡田布施町大字波野394-38

有限会社 田布施衛生社

代表取締役 平松 正義



収集運搬業者



代表取締役 石田 悠
山口県熊毛郡平生町大字平生村599番地の1
☎742-1102 TEL0820-56-2176
FAX0820-56-5943

災害時における応急対策資機材の供給等に関する協定書

田布施町（以下「甲」という。）と光東株式会社（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、田布施町内において地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）における応急対策資機材（以下「資機材」という。）の供給等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、町内での災害時において乙に対し、乙が所有するレンタル資機材の供給について、優先的な提供を要請することができる。

（協力要請の手続）

第3条 前条の規定による要請は、原則として別記様式1により文書で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により口頭で要請することができるものとし、その後、速やかに文書を提出する。

（要請事項の措置）

第4条 乙は、甲から第2条の要請を受けたときは、営業に支障がない範囲において、資機材の供給等に協力するものとし、当該要請事項について速やかに適切な措置をとるとともに、その措置事項を甲に連絡する。

（資機材の範囲）

第5条 甲が乙に要請する資機材は、次の各号に掲げる資機材のうち、乙が保有又は調達可能なものとする。

- （1）別表1に掲げる資機材
- （2）その他甲が指定する資機材

（資機材の運搬引渡し）

第6条 供給資機材の引渡場所は甲が指定するものとし、引渡場所までの運搬は、原則として乙が行う。ただし、道路不通、停電等により運搬に支障が生じた場合又は生じるおそれがある場合は、甲との協議により対応するものとする。

2 甲の職員又は甲の指定する者は、引渡場所において、乙より資機材の引渡を受けるものとする。

（経費の負担）

第7条 この協定に基づき、乙が提供した資機材及び乙が行った運搬等に要した費用は、甲が負担する。

2 前項に規定する費用は、災害発生時の直前における適正な価格基準とし、甲乙協議の上決定するものとする。

（平常時の防災活動への協力）

第8条 乙は、平常時における甲の防災啓発事業の推進及び防災訓練に対して、可能な限り協力し、緊急時に備えるものとする。

(連絡責任者)

第9条 甲及び乙は、この協定の締結後、連絡先並びに連絡責任者及び連絡担当者を、相互に報告するものとする。報告内容に変更があった場合も同様とする。

(有効期間)

第10条 この協定は、令和6年6月20日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有する。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議の上決定する。

この協定を締結した証として、本書2通を作成し、甲乙がそれぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和6年6月20日

甲 山口県熊毛郡田布施町大字下田布施3440番地1
田布施町
田布施町長 東 浩



乙 山口県光市浅江5丁目27番18号
光東株式会社
代表取締役 東 日出夫



別記様式1（第3条関係）

年 月 日

光東株式会社 様

田布施町長

災害発生等に伴う資機材の供給等の要請について

災害時における応急対策資機材の供給等に関する協定書第3条の規定に基づき、
下記のとおり要請します。

記

1. 災害の状況及び理由

年 月 日の（ ）に関連する災害により
被災したため。

2. 要請事項

資機材の供給

品名	数量	引渡場所	備考

所 属
担当者
連絡先

別表 1（第 5 条関係）

災害時における供給可能な物資の範囲

大分類	主な物資名称
土木機械	バックホー、鉄骨カッター、ブルドーザー、タイヤショベル
荷役機械	キャリアカー、フォークリフト
運搬機械	ベルトコンベア
発電機	発電機
高所作業	高所作業車、高所作業台
ポンプ	水中ポンプ、ハイプレッシャーポンプ
車両	ダンプ、トラック、クレーン付トラック
保安用品	電光・LED表示板、コードリール、信号機、敷鉄板
照明機器	投光器、バルーンライト、タワーライト
ハウス・トイレ	コンテナハウス、トイレハウス、車載トイレ、簡易トイレ
季節商品	スポットクーラー、ジェットヒーター

- (1) 概ね上記の物資を基準とし、災害や緊急度の状況に応じて指定する。
- (2) 上記の物資のほか、甲、乙協議の上、その都度物資を追加できるものとする。

災害時における移動式宿泊施設等の提供に関する協定

田布施町（以下「甲」という。）、株式会社デベロップ（以下「乙」という。）及び大晃ホールディングス株式会社（以下「丙」という。）は、災害時におけるコンテナモジュール（以下「移動式宿泊施設等」という。）の提供について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、田布施町内において地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、甲の要請に応じ、乙及び丙が保有又は管理する移動式宿泊施設等を提供することについて、必要な事項を定めるものとする。

（協定の内容）

第2条 乙及び丙は、災害時に甲から要請があったときは、特段の理由がない限り保有又は管理する移動式宿泊施設等の優先的な提供による協力を行うものとする。

2 移動式宿泊施設等の運営は、甲が主体となつて行うものとし、乙及び丙は、可能な限り甲に協力するものとする。

（要請の手続）

第3条 甲は、乙に対し前条に規定する要請を行うときは、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話、電子メール等で要請を行い、事後速やかに文書を提出するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、速やかに丙と要請内容を共有するものとする。

（移動式宿泊施設等の引渡し）

第4条 移動式宿泊施設等は、乙が甲の指定する場所へ移動するものとし、甲の職員が当該移動式宿泊施設等を確認の上、引渡しを受けるものとする。

2 乙は、前項の引渡しが完了したときは、速やかに丙に引渡完了報告を行うものとする。

（移動式宿泊施設等の返却）

第5条 甲は、移動式宿泊施設等の使用が終了したときは、搬入した場所において、速やかに乙の確認を受けた上で乙に返還するものとする。

2 乙は、前項の返還を受けたときは、速やかに丙に返還完了報告を行うものとする。

（費用の負担及び支払）

第6条 甲は、移動式宿泊施設等の提供に係る費用を負担するものとする。この場合において、当該費用は災害発生直前における適正な価格を基準とし、甲と乙が協議の上算出した額とする。

2 乙は、第5条第1項の規定による移動式宿泊施設等の返還を受けたときは、速やかに請求書をもって前項の費用に係る支払を甲に請求するものとする。

3 甲は、前項の請求書を受理したときは、その日から起算して 30 日以内に、費用を乙に支払うものとする。

(移動式宿泊施設等の破損等の対応)

第 7 条 災害時の使用における移動式宿泊施設等の破損、汚損等については、甲の責に帰すべき事由がある場合はその復旧費用を甲が負担するものとし、その他の事由による場合は甲乙丙の協議によりその対応を決定するものとする。

(連絡責任者の報告)

第 8 条 甲及び乙は、この協定の成立に係る連絡責任者を協定締結後速やかに相手方に報告するものとする。

2 甲及び乙は、前項の報告の内容に変更があった場合は、速やかにその変更の内容を相手方に報告するものとする。

3 乙は、前 2 項の規定による甲からの報告があった場合は、速やかに丙にその内容を報告するものとする。

(協定の有効期間)

第 9 条 この協定の有効期間は、協定書の締結の日から令和 7 年 3 月 31 日までとする。ただし、有効期間が満了する日の 1 か月前までに、甲、乙又は丙いずれの者からも申し出がない限り、当該有効期間の満了の日の翌日から起算して 1 年間、この協定を更新するものとし、以後もまた同様とする。

(守秘義務)

第 10 条 甲、乙及び丙は、この協定の検討又は実施により知り得た相手方の秘密情報(秘密情報である旨が明示された情報に限る。)を、相手方の了承なしに第三者に開示又は提供等してはならない。

(反社会的勢力の排除)

第 11 条 乙及び丙は、甲に対し、次の事項を確約する。

(1) 自らが、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)、暴力団員(同条第 6 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団の準構成員、暴力団の関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者(以下この条においてこれらを「反社会的勢力」という。)ではないこと。

(2) 反社会的勢力と次の関係を有していないこと。

ア 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって反社会的勢力を利用していると認められる関係

イ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の反社会的勢力の維持若しくは運営に協力し、又は関与している関係

(3) 自らの役員(取締役、執行役、執行役員、監査役、相談役、会長その他名称を問わず経営に実質的に関与している者をいう。)が反社会的勢力ではないこと及び反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

(4) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この協定を締結するものでない

こと。

(5) 自ら又は第三者を利用してこの協定に関して次の行為をしないこと。

ア 暴力的な要求行為

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為

ウ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

エ 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

オ その他これらに準ずる行為

2 甲は、前項に規定する確約に反する事実が明らかとなったときは、何らの催告を要せずに、この協定を解除することができる。この場合において、この協定の解除により乙又は丙に損害が生ずることがあっても、その賠償の責めを負わない。

3 甲は、前項の規定によりこの協定を解除したときは、書面をもって乙及び丙にその旨を通知しなければならない。

4 甲は、第2項の規定によりこの協定を解除したときは、その原因を生じさせた乙又は丙に対し、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。
(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施について疑義が生じたときは、その都度甲乙丙が協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を3通作成し、甲乙丙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和6年10月1日

甲 山口県熊毛郡田布施町大字下田布施 3440 番地 1

田布施町長

東 浩



乙 千葉県市川市市川一丁目4番10号市川ビル8階

株式会社 デベロップ

代表取締役

岡村 健史



丙 山口県熊毛郡田布施町大字下田布施 209 番地 1

大晃ホールディングス株式会社

代表取締役

木村 晃一



移動式宿泊施設等の提供要請書

年 月 日	
様	
田布施町長 (災害対策本部長)	
災害時における移動式宿泊施設等の提供に関する協定第3条に基づき、次のとおり要請します。	
1 災害発生日時	
年 月 日 () 時 分	
2 災害の状況及び要請理由	
3 要請内容	
4 設置場所等	
5 備考	
町の要請担当者 所属・名前： 電 話： F A X：	